

添付法令資料 4 :

税関申告提出前に輸入される予定の物品に対する費用及び／又は価値の取扱いの形態による関税評価の計算方法についての指針の申請提出及び付与に係る手続に関する 2018 年 9 月 21 日付インドネシア共和国財務大臣規則 No.134/PMK.04/2018

(目次)

公布の日から 30 日後に施行

第 1 章	総則 (第 1 条)
第 2 章	評価指針 (第 2 条及び第 3 条)
第 3 章	評価指針の申請提出に係る手続 (第 4 条)
第 4 章	評価指針の申請に係る審査 (第 5 条)
第 5 章	評価指針の申請の拒絶 (第 6 条)
第 6 章	評価指針の発行 (第 7 条)
第 7 章	評価指針の変更 (第 8 条及び第 9 条)
第 8 章	評価指針の利用 (第 10 条ないし第 13 条)
第 9 章	評価指針の取消し (第 14 条)
第 10 章	終則 (第 15 条)